

Ⅳ 教育職員免許状等の資格取得に必要な科目の履修方法

1. 教職課程

(1) 教職課程

大学卒業後、小学校、中学校、高等学校等の教育職員になろうとする者は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）に定める教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得しなければなりません。

本学では、免許状資格を取得するための課程（教職課程）として、(4)に掲げる教育組織が文部科学大臣の認定を受けています（教職課程認定）。免許状資格を取得しようとする者は、免許法に定められた所定の単位（最低修得単位数）を修得しなければなりません。

なお、教職課程認定を受けていない教育組織に所属する者は、教育実習、教職実践演習、介護等体験に参加することができません。

□ 教職課程を学ぶにあたって

教職課程の履修は、卒業に必要な授業科目と並行して履修することから、学生にとって決して容易なことではありません。教員採用試験は、公立学校においては都道府県又は市の教育委員会、私立学校においては私学協会や当該校により行われます。とりわけ、小、中、高等学校での児童・生徒数の激減により、教員の採用数も減少しており、教壇に立つことは大変厳しい状況にあります。

以上のことを念頭において、クラス担任教員等の指導を受け、1年次から十分な履修計画のもとに履修してください。

□ 教職課程履修登録票及び履修カルテについて

教職課程を履修するには、教職課程履修登録票の提出と履修カルテの作成が必要となります。詳細はWEB掲示板で連絡しますので、見落としのないよう注意してください。

なお、履修カルテについてはP.122を参照してください。

(2) 所要資格と最低修得単位数

免許状を取得しようとする者は、基礎資格として学士の学位（卒業）を有し、下表のとおり免許状の種類に応じた所定の単位を修得しなければなりません。

□ 主な免許状の種類及び所要資格等

免許状の種類		小学校 教 諭	中学校 教 諭	高等学校 教 諭	養 護 教 諭	特別支援学校 教 諭
		一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状	一種免許状
必要資格・単位数						
基 礎 資 格		学士の学位を有すること				学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の普通免許状を有すること
本 学 に お け	①教科及び教科の指導法に関する科目	30	28	24	28	—
	②教育の基礎的理解に関する科目	10	10	10	10	—

る 最 低 修 得 単 位 数	③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	8	8	—
	④教育実践に関する科目	7	7	7	7	—
	⑤大学が独自に設定する科目	2	4	12	7	—
	⑥その他の科目	8	8	8	8	—
	⑦特別支援教育に関する科目	—	—	—	—	26

- (注) 1 この表に示す最低修得単位数は、免許法に定める単位数を基に本学が定めた単位数を示す。
2 中学校教諭の普通免許状を取得しようとする者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科の指導法」について8単位修得する必要がある。
3 高等学校教諭の普通免許状を取得しようとする者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「教科の指導法」について4単位修得する必要がある。
4 養護教諭一種免許状については、「教科及び教科の指導法」を「養護」と読み替える。
5 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者は、「特別支援教育に関する科目」を26単位以上修得することで、2つ以上の特別支援教育領域の免許状が取得可能である。また、38単位以上修得することで5つの特別支援教育領域の免許状が取得可能である。(特別支援教育領域とは、視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者の5つの領域である。)

(3) 介護等体験について

小学校及び中学校教諭の普通免許状を授与するための要件として、基礎資格及び所定の単位の修得に加え、介護等の体験を必要とする「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が、平成10年4月1日から施行されました。

これにより、小学校又は中学校の普通免許状を取得しようとする者は、文部科学大臣が定める社会福祉施設や特殊教育諸学校などにおいて、介護等の体験を行い、施設や学校が発行する「介護等の体験に関する証明書」を免許状の授与申請の際に提出することが、義務付けられました。

□ 制定の趣旨

義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期するため。

□ 介護等体験の内容

障害者、高齢者等に対する介護、介助及び交流等の体験7日間（特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間）。

□ 対象学生等

小学校又は中学校の普通免許状を取得しようとする者が対象となります。

ただし、身体に障害のある者で、身体障害者手帳に、障害の程度が1～6級であるとして記載されている者は、介護等体験は要しません。

また、小学校又は中学校の普通免許状を取得しようとする者で、特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする者は、特別支援教育実習をもって、介護等体験に代えることができます。

□ 事前指導

本学では、第1年次に事前指導としての教職科目「介護等体験の意義」を修得した上で介護等体験を行うこととなります。「介護等体験の意義」を修得していない者は、介護等体験を行うことができません。

令和2年度は、令和3年2月に集中講義を行う予定です。日時等詳細は、別途WEB掲示板にてお知らせします。

□ 体験を行う施設等

本学では、特別支援学校での体験は、本学の附属学校で行うこと、また、社会福祉施設等については、茨城県内の施設で行うこととしています。

(注) 介護等体験の内容・事前指導等に関する詳細については、事前指導時に配付する「介護等体験実施要項」を参照のこと。

(4) 各学群で取得できる免許状の種類及び教科

学 群	学 類	免許状の種類及び教科		
		中学校教諭一種	高等学校教諭一種	その他
人文・文化学群	人文学類	国 語 社 会	国 語 地 理 歴 史 公 英 語 民 語	
	比較文化学類	国 語 社 会	国 語 地 理 歴 史 公 英 語 民 語	
	日本語・日本文化学類	国 語	国 語	
社会・国際学群	社会学類		公 民	
	国際総合学類	英 語	英 語	
人間学群	教育学類	社 会	地 理 歴 史 公 民	小学校教諭一種
	心理学類		公 民	
	障害科学類		福 祉	特別支援学校教諭一種 (視覚障害者に関する教育の領域) (聴覚障害者 ") (知的障害者 ") (肢体不自由者 ") (病弱者 ")
生命環境学群	生物学類	理 科	理 科	
	生物資源学類	理 科 技 術	理 科 農 業	
	地球学類	理 科	地 理 歴 史 科	
理工学群	数学類	数 学	数 学 情 報	
	物理学類	数 学 理 科	数 学 理 科	
	化学類	理 科	理 科	
	応用理工学類	数 学 理 科	数 学 理 科	
	工学システム学類	数 学 理 科	数 学 理 情 工 科 報 業	
	社会工学類	数 学	数 学	
情報学群	情報科学類	数 学	数 学 情 報	
	情報メディア創成学類	数 学	数 学 情 報	
	知識情報・図書館学類	社 会 数 学	公 民 数 学 情 報	

学 群	学 類	免許状の種類及び教科		
		中学校教諭一種	高等学校教諭一種	その他
医学群	看護学類			養護教諭一種
体育専門学群		保 健 体 育	保 健 体 育	
芸術専門学群		美 術	美 術 工 芸 書 道	

(備考) 上記以外に当該教科に係る教職課程として履修すべき科目を履修して要件を満たした場合には、中学校教諭一種及び高等学校教諭一種等の免許状を取得することも可能です。

(5) 教職課程の構成と履修方法

免許状を取得するために教職課程として履修すべき科目は、次のとおり区分されています。

本学においては、いずれの教科の免許状を取得する場合にも、基礎資格とともに、次に掲げる科目の単位を修得しなければなりません。

□ 中学校教諭一種、高等学校教諭一種、養護教諭一種及び特別支援学校教諭一種取得の場合

教職課程として履修すべき科目		卒業要件単位との併用 (注1)	備 考
区 分	最低修得単位数		
①教科及び教科の指導法に関する科目(注2)	中 学 校 28 高 等 学 校 24 養 護 教 諭 28	学群・学類によっては一部併用可	
②教育の基礎的理解に関する科目	中 学 校 10 高 等 学 校 10 (注3) 養 護 教 諭 10	学群・学類によっては併用可	
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中 学 校 10 高 等 学 校 8 (注4) 養 護 教 諭 8	学群・学類によっては併用可	
④教育実践に関する科目	(注5) 7		
⑤大学が独自に設定する科目	中 学 校 4 高 等 学 校 12 養 護 教 諭 7	学群・学類によっては併用可	
⑥その他の科目	8	学群・学類によっては併用可	
⑦特別支援教育に関する科目	(注6) 一種26(38)	学群・学類によっては併用可	特別支援学校教諭の免許状を取得する者のみ

- (注) 1. 卒業要件単位としての併用は、学群・学類によって異なるので、学群履修細則で確認すること。
2. 養護教諭一種免許状については、「教科及び教科の指導法」を「養護」と読み替える。
3. 養護教諭一種免許状に係る『教育の基礎的理解に関する科目』の修得単位数は、本学では10単位とする。
4. 養護教諭一種免許状に係る『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』の修得単位数は、本学では8単位とする。
5. 『教育実践に関する科目』の修得単位数は、本学では7単位とする。
6. 特別支援学校教諭免許状を取得するには、2以上の特別支援教育領域の免許状を取得する場合は26単位以上、5つの特別支援教育領域の免許状を取得する場合は38単位以上修得すること。

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する6区分の科目ごとに定められた単位数を修得しなければなりません。これについて、本学で定める授業科目及び単位数については下表のとおりです（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種）。

中学校教諭一種・高等学校教諭一種

	免許法に規定する科目				本学における開設授業科目				
	区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数		授業科目	開設単位数	必修単位数		標準履修年次
			中学校	高等学校			中学校	高等学校	
必修科目	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項	20	20	各「教科に関する専門的事項」に対応する科目		20	20	1～4年次
		・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	4	各「教科の指導法」に対応する科目		8	4	2・3年次
	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	現代教育と教育理念 教育史概論	1 1	2	2	1年次
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職論Ⅰ 教職論Ⅱ	1 1	2	2	1年次
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説	1 1 1	2	2	1年次
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			こころの発達 学習の心理	1 1	2	2	1年次
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	1	1	1	3年次
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程編成論	1	1	1	3年次
	道徳、総合的な学習の時間等指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育Ⅰ 道徳教育Ⅱ	1 1	2		2年次
		・総合的な学習の時間の指導法			総合的な学習の時間の指導法Ⅰ 総合的な学習の時間の指導法Ⅱ	1 1	2	2	2年次
		・特別活動の指導法			特別活動の理論と実践	1	1	1	2年次
		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			教育の方法と技術	1	1	1	3年次
		・生徒指導の理論及び方法			生徒指導	1	1	1	3年次
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談の基礎 教育相談の実践	1 1	2	2	3年次
		・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			進路指導・キャリア教育	1	1	1	3年次
教育実践に関する科目	・教育実習	5	3 (注2)	教育実習	5	5	5	4年次	
	・教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）	2	2	2	4年次	
	大学が独自に設定する科目	4	12	「大学が独自に設定する科目」に対応する科目		4	12		
	合計	59	59 (注3)			59	61		

- (注) 1. 3科目の中から、2科目選択必修とする。
 2. 高等学校教諭普通免許状取得に必要な「教育実習」の修得単位数は、本学では5単位とする。
 3. 高等学校普通免許状取得に必要な修得単位数（その他の科目を除く）は、本学では61単位とする。

養護教諭一種

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目			
	各科目に含めることが必要な事項	単位数 養護教諭	授業科目	開設単位数	必修単位数 養護教諭	標準履修年次
養護に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。） ・学校保健 ・養護概説 ・健康相談活動の理論及び方法 ・栄養学（食品学を含む。） ・解剖学及び生理学 ・「微生物学、免疫学、薬理概論」 ・精神保健 ・看護学（臨床実習及び救急措置を含む。） 	28	「養護に関する科目」に対応する科目		28	1～4年次
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8 (注2)	現代教育と教育理念 教育史概論	1 1	2	1年次
	・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論Ⅰ 教職論Ⅱ	1 1	2	1年次
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学概論 教育の法と制度 学校経営概説	1 1 1	2	1年次
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2	2年次
	・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	1	3年次
	・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程編成論	1	1	3年次
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6 (注3)	道徳教育Ⅰ 道徳教育Ⅱ	1 1	2	2年次
			総合的な学習の時間の指導法Ⅰ 総合的な学習の時間の指導法Ⅱ	1 1	2	2年次
			特別活動の理論と実践	1	1	2年次
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育の方法と技術	1	1	3年次
	・生徒指導の理論及び方法		生徒指導	1	1	3年次
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	1	1	3年次
教育実践に関する科目	・養護実習	5	養護実習	5	5	4年次
	・教職実践演習	2	教職実践演習（養護教諭）	2	2	4年次
大学が独自に設定する科目		7	「大学が独自に設定する科目」に対応する科目		7	1～4年次
合計		56 (注4)			60	

- (注) 1. 3科目の中から、2科目選択必修とする。
 2. 養護教諭一種免許状に係る『教育の基礎的理解に関する科目』の修得単位数は、本学では10単位とする。
 3. 養護教諭一種免許状に係る『道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』の修得単位数は、本学では8単位とする。
 4. 養護教諭一種免許状取得に必要な修得単位数（その他の科目を除く）は、本学では60単位とする。

□ 各教科の指導法の履修方法

- (1) 教科の指導法（中学校 8 単位，高等学校 4 単位）は，取得を希望する免許状教科の指導法を履修すること。
（2 教科の免許を取得しようとする者は，当該教科の指導法に関する科目を 2 科目（中学校 16 単位，高等学校 8 単位）履修すること。）
- (2) 社会，地理歴史，公民の免許を取得しようとする場合，当該教科の指導法以外に修得した指導法（社会，地理歴史，公民の指導法に限る）の単位は，「大学が独自に設定する科目」の単位として数えることができる。
- (3) 保健体育科の指導法の（*1）印の科目は，中学校教諭普通免許状に係る「教科の指導法」として必修とする科目であり，高等学校教諭普通免許状に係る「大学が独自に設定する科目（保健体育科）」として必修としている科目である。
- (4) 保健体育科の指導法の（*2）印科目「体育授業理論・実習Ⅲ」は，「体育授業理論・実習Ⅰ」を習得後に，「体育授業理論・実習Ⅱ」を履修している者が，同時に履修することができる。
- (5) 教科・科目によっては，年度によって履修年次が変更になる場合があるので，都度掲示等により確認すること。

「教科の指導法」一覧

区分	免許法に規定する科目		本学における開設授業科目				
	免許教科	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	授業科目名	開設 単位数	必要単位数		標準 履修 年次
					中学校	高等学校	
選 択 必 修 科 目	国 語	国語科の指導法	国語科教育概論Ⅰ	1	1	1	3
			国語科教育概論Ⅱ	1	1	1	3
			国語科教育演習Ⅰ	2	2	2	3
			国語科教育演習Ⅱ	2	2		3
			国語科指導法	2	2	3	
	社 会	社会科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法Ⅰ	1	1		2～3
			中等社会・地理歴史科教育法Ⅱ	2	2		2～3
			中等社会・公民科教育法Ⅰ	1	1		2～3
			中等社会・公民科教育法Ⅱ	2	2		2～3
			社会科地理歴史指導法	1	1		2～3
			社会科公民指導法	1	1		2～3
	地 理 歴 史	地理歴史科の指導法	中等社会・地理歴史科教育法Ⅰ	1		1	2～3
			中等社会・地理歴史科教育法Ⅱ	2		2	2～3
			地理歴史科指導法	1		1	2～3
	公 民	公民科の指導法	中等社会・公民科教育法Ⅰ	1		1	2～3
			中等社会・公民科教育法Ⅱ	2		2	2～3
			公民科指導法	1		1	2～3
	数 学	数学科の指導法	数学科教育概論Ⅰ	1	1	1	3
			数学科教育概論Ⅱ	2	2	2	3
			数学科指導法	1	1	1	3
			数学教育内容論	1	1		3
			数学授業研究	1	1		3
			数学教材論	2	2		3
	理 科	理科の指導法	理科教育概論ⅠA・ⅠB	2	2	2	2～3
			理科教育概論ⅡA・ⅡB	2			2～3

理 科	理科の指導法	中等理科教育論Ⅰ	2	2	2	2～3
		中等理科教育論Ⅱ	2	2		2～3
		中学校理科教育論	1	1	/	3
		中学校理科教育実践論Ⅰ	1	1		3
		中学校理科教育実践論Ⅱ	1			3
美 術	美術科の指導法	美術科教育法概論Ⅰ	1	1	1	2～3
		美術科教育法概論Ⅱ	1	1	1	2～3
		美術科指導法Ⅰ	1	1	2	2～3
		美術科指導法Ⅱ	1	1		2～3
		美術科指導法演習Ⅰ	1	1		2～3
		美術科指導法演習Ⅱ	1	1		2～3
		造形教育論Ⅰ	1	1		2～3
		造形教育論Ⅱ	1	1		2～3
工 芸	工芸科の指導法	工芸科教育法概論Ⅰ	1	/	1	2～3
		工芸科教育法概論Ⅱ	1	/	1	2～3
		工芸科指導法	1	/	1	2～3
		工芸科指導法演習	1	/	1	2～3
書 道	書道科の指導法	書道科教育法Ⅰ	1.5	/	1.5	3
		書道科教育法Ⅱ	1.5	/	1.5	3
		書道科教育法特講	1	/	1	3
保 健 体 育	保健体育科の指導法	保健体育科教育法概論Ⅰ	1	1	1	2
		保健体育科教育法概論Ⅱ	1	1	1	2
		保健体育科教育法概論Ⅲ	1	1	1	3
		保健体育科(体力づくり運動)指導法	1	1	1	1
		体育授業理論・実習Ⅰ(*1)	1	1	/	3
		体育授業理論・実習Ⅱ	1	3	/	3
		体育授業理論・実習Ⅲ(*2)	1		/	3
		保健授業理論・実習	1		/	3
		体育理論の授業づくり	1		/	3
アダプテッド体育授業理論・実習	1	/	3			
技 術	技術科の指導法	技術科教育法概論	2	2	/	3
		技術科指導法Ⅰ	3	3	/	3
		技術科指導法Ⅱ	3	3	/	3
情 報	情報科の指導法	情報科指導法Ⅰ	2	/	2	3
		情報科指導法Ⅱ	2	/	2	3
農 業	農業科の指導法	農業科教育法概論	2	/	2	3
		農業科指導法	2	/	2	3
工 業	工業科の指導法	工業科指導法	4	/	4	3
福 祉	福祉科の指導法	福祉科指導法Ⅰ	3	/	3	3
		福祉科指導法Ⅱ	1	/	1	3
英 語	英語科の指導法	英語科教育基礎論 a	1	1	/	2
		英語科教育基礎論 b	1	1	/	2

英 語	英語科の指導法	英語科教育概説 a	1	1		3
		英語科教育概説 b	1	1		3
		中等英語科教育法 I a	1	1	1	2
		中等英語科教育法 I b	1	1	1	2
		中等英語科教育法 II a	1	1	1	3
		中等英語科教育法 II b	1	1	1	3

□ 各教科の「教科に関する専門的事項」の履修方法

「教科及び教科の指導法に関する科目」の「教科に関する専門的事項」とは、免許状の教科に関連した科目をいいます。それぞれの履修科目は、取得しようとする教科により異なります。履修方法は、「教科に関する専門的事項に対応する開設授業科目一覧」(P.50～)を参照してください。

中学校教諭一種又は高等学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、当該教科の免許法に規定する「教科に関する専門的事項」に対応する科目を20単位以上修得しなければなりません。

養護教諭一種免許状を取得しようとする者も同様に、「養護に関する科目」を28単位以上修得しなければなりません。

□ 「教科に関する専門的事項」、「養護に関する科目」履修上の注意事項

1. 各教科内で中学校と高等学校の「教科に関する専門的事項」が同一の場合は併用できる。
2. 基礎科目（共通科目）の第1外国語、関連科目の第2外国語は、英語等の「教科に関する専門的事項」とすることはできない。
3. すべての教科において、卒業論文、卒業研究、同演習は、「教科に関する専門的事項」とすることはできない。
4. 同名の科目は、同一免許教科において2以上の科目に数えることはできない。
5. 次年度以降の「教科に関する専門的事項に対応する開設授業科目」および「養護に関する科目に対応する開設授業科目」については、『教職シラバス』（別冊）に掲載するので、履修する年度ごとに確認すること。
6. 所属学群・学類で取得できる免許状の教科に関する科目は、当該学群・学類の「教科に関する専門的事項」に対応する開設授業科目一覧から履修することを原則とする。

なお、所属学群・学類で取得できない免許状の種類・教科（養護教諭を除く）の取得を希望する者は、できるだけ当該免許状が取得できる学群・学類の1つから履修すること。

□ 「大学が独自に設定する科目」について（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「大学が独自に設定する科目」（中学校4単位、高等学校12単位）を修得しなければなりません。

この科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」で修得した単位のうち、それぞれの科目の最低修得単位数を超えて修得した単位数、又は本学で「大学が独自に設定する科目」として指定した授業科目の履修により、中学校教諭普通免許状取得の場合は4単位、高等学校教諭普通免許状取得の場合は12単位修得する必要があります。

「大学が独自に設定する科目」に対応する科目及び最低修得単位数（中学校教諭一種・高等学校教諭一種）

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「大学が独自に設定する科目」	中学校 4 高等学校 12	〔教職科目〕 介護等体験の意義	中学校 4 高等学校 12	共通使用可 (※印の科目を除く)
		〔教育学類の専門科目〕 環境教育論，生涯学習論， ※社会認識教育論（社会，公民）， ※児童文学論（国語）， ※科学教育論（理科）		
		〔障害科学類の専門科目〕 学習障害概論		
		〔体育専門学群の専門科目〕 ※保健体育教師論（保健体育） ※スポーツ教育論（保健体育） ※体育のマネジメント（保健体育） ※学校球技指導論（保健体育） ※学校武道指導論（保健体育） ※体育指導のバイオメカニクス（保健体育） ※保健科内容論（保健体育） ※アダプテッド・スポーツ教育（保健体育） ※指導者のためのスポーツ生化学（保健体育） ※保健体育科教員養成演習（保健体育） ※運動部活動の指導と経営（保健体育） ※体育授業観察・分析法演習（保健体育）		
		〔知識情報・図書館学類の専門科目〕 学校図書館論， 学校図書館メディアの構成， 学習指導と学校図書館， 読書と豊かな人間性， 情報メディアの活用		
		最低修得単位を超えて履修した「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」		
		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」		共通使用不可

(注) ※印の科目は、() の教科の免許状を取得する場合にのみ適用する。

「大学が独自に設定する科目」に対応する科目及び最低修得単位数（養護教諭一種）

免許法に規定する科目	単位数	本学における開設授業科目	単位数	2教科以上の免許状を取得する場合
「大学が独自に設定する科目」	7	〔看護学類の専門科目〕 子どもの健康と障害, 看護生命倫理, 発達看護学概論, 発達看護方法論, コミュニティ・エンパワメント論, 障害理解, 家族病理とメンタルヘルス 最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」	7	

□ その他の科目（中学校教諭一種・高等学校教諭一種・養護教諭一種）

免許状の教科に関係なく、免許状を取得しようとする者は、免許法に規定する「その他の科目」〔8単位〕を修得しなければなりません。これについて、本学で開設する授業科目及び単位数については下表のとおりです。

「その他の科目」及び最低修得単位数

免許法等に規定する科目		本学における開設授業科目等		
その他の科目	単位数	開設学類等	開設授業科目等	単位数
日本国憲法	2	全学群対象	日本国憲法	2
		社会学類 国際総合学類	憲法Ⅰ	
体育	2	基礎科目（体育）	体 育	2
外国語コミュニケーション	2	基礎科目（外国語）	外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語・スペイン語・朝鮮語・アラビア語）	2
情報機器の操作	2	基礎科目（情報）	情報リテラシー（講義） 情報リテラシー（演習） データサイエンス	2
		知識情報・図書館学類	情報基礎 情報基礎実習	3
計	8			8

（注）1. 憲法Ⅰを「日本国憲法」（2単位）として数えた場合、『教科に関する専門的事項』（社会等）に併用することはできない。

2. 体育専門学群の学生については、体育専門学群開設「実技理論・実習」を「体育」（2単位）として履修すること。ただし、保健体育の『教科に関する専門的事項』に併用することはできない。